

甲府市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同規則」という。）に定めるもののほか、甲府市内におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、法、令、規則及び共同規則の定めるところによる。

(事前協議)

第3 法第5条第1項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を法第6条第1項の規定により申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、申請の前に別に定める事前協議を行わなければならない。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りではない。

2 法第6条第1項の規定による登録の申請は、前項の事前協議の後及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）に行うものとする。

(登録の申請)

第4 登録申請者は、共同規則第4条に規定する申請書（共同規則別記様式第一号）に共同規則第7条各号に規定する書類を添付し、市長に1部提出するものとする。

2 登録申請者は、原則として、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を活用するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第5 共同規則第7条第2号の書類は、サービス付き高齢者向け住宅及び終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅に係る加齢対応構造等のチェックリスト（第1号様式）とする。

2 共同規則第7条第6号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写し

- (2) 登録を受けようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等について地上権、賃借権又は使用貸借による権利により事業を行う場合にあっては、その旨を証する書類
- (3) 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」にあっては使用計画等を示した各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される理由書
- (4) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（登録の更新申請）

第6 法第5条第2項の規定に基づき、登録の更新申請をしようとする者は、法第6条第1項の規定に基づき、共同規則第4条に定める申請書（共同規則別記様式第一号）を市長に提出するものとする。

- 2 第5の規定は、前項の規定による更新申請について準用する。ただし、第5第1号から第3号及び第5号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（登録の基準）

第7 共同規則第8条の床面積の算定方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 共同規則第8条の「その他居住の用に供する部分」とは、入居者が常時使用することができる浴室、脱衣室、収納設備、共用トイレその他居室内にあるべき機能を代替する設備とする。
 - (2) 共同規則第8条の「十分な面積を有する場合」とは、各住戸の床面積に、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用設備」という。）の床面積の合計をその共同利用設備を使用する住戸数で除した値を加えた値が、25平方メートル以上の場合とする。
- 2 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、具体的な使用計画等により、それが認められる場合とする。

（登録の実施）

第8 市長は、法第5条第1項の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（第3号様式）により当該登録を受けた者に通知するものとする。

- 2 市長は、登録の申請が基準に適合しないと認めるときは、法第7条第4項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第9 市長は、法第8条第1項の規定により登録を拒否したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（第5号様式）により当該登録の申請をした者に通知

するものとする。

（登録事項等の変更）

第10 法第9条第1項の規定による届出は、共同規則第16条第1項に規定する登録事項等変更届出書（共同規則別記様式第二号）を市長に提出して行うものとする。その場合、共同規則第7条に規定する書類等のうち、当該変更内容が確認できるものを添付することとする。

2 市長は、法第9条第3項の変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書（第6号様式）により当該変更登録を受けた者に通知するものとする。

（登録簿の閲覧）

第11 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、甲府市まちづくり部まちづくり室住宅課において行うものとする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

3 閲覧の場所の休日は、甲府市の休日を定める条例（平成元年条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（地位の承継）

第12 法第11条第3項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業地位承継届出書（第7号様式）によるものとする。

（廃業等の届出）

第13 法第12条第1項および第2項の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書（第8号様式）によるものとする。

（登録の抹消）

第14 法第13条第1項第1号の申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（第9号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

（目的外使用）

第15 法第19条の2第1項の承認の申請は、共同規則第23条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の目的外使用承認申請書（共同規則別記様式第三号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、法第19条の2第1項の承認をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用承認通知書（第10号様式）により当該承認を受けた者に通知するものとする。

（状況報告）

第16 登録事業者又は管理等受託者は、市長から法第24条第1項の規定による報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅の業務実施状況等報告書（第11

号様式)により報告するものとする。

(事業開始報告)

第17 登録事業者又は管理等受託者は、登録事業を開始したときは、事業開始日から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅の登録事業開始報告書(第12号様式)により市長に届け出るものとする。

(定期報告)

第18 登録事業者又は管理等受託者は、毎年12月末日現在における登録事業の状況について、翌年の1月末日までに法第24条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の定期報告書(第13号様式)により市長に報告するものとする。

(事故報告)

第19 登録事業者又は管理等受託者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、法第24条第1項の規定に基づき、直ちに当該事故の内容を市長に報告するものとする。

(立入検査)

第20 市長は、法第24条第1項の規定により、立入検査を実施することができる。
2 立入検査は、原則として事業開始後、1年以内に初回の検査を実施し、以後、必要に応じて随時実施する。
3 立入検査の実施にあたっては、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対し事前に通知する。

(登録の取消し)

第21 法第26条第3項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書(第14号様式)によるものとする。

(雑則)

第22 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。